ＪＵ大分運営細則

１.出品車両について

（１）出品車両の評価基準

中商連オートオークション検査基準で行います。

評価点の無い０円売切りコーナーは基本ノー検査・ノークレームですので、予めご了承ください。

（２）調整について

出品店は、出品車両のスタート価格及び希望価格を記入して下さい。

セリ時不在の場合は、希望価格の３万円下より価格調整員が売切り決定をできるものとします。それ以外に価格調整員は１万円未満の調整権限が有ります。

（３）リサイクル料金について

出品申込書に金額を記載の場合のみ精算致します。

記入額と実際のリサイクル料金に差異が生じた時は減額の場合のみ訂正処理致します。

（４）書類について

出品車両の書類有効期限は、原則としてＡＡ開催日の翌月末迄有することとします。但し、それに満たなくてもＡＡ開催日を含み２０日以上の有効期限であれば、名義変更通知期限（書類有効期限）として出品申込書に記載する事ができます。

成約車両の書類はＡＡ開催日を含め１０日以内に提出して下さい。尚、通常より早期に名義変更通知期限を記載した場合はＡＡ開催日までに提出して下さい。

２.落札車両について

（１）抹消依頼受付は計算書送付時までです。（もしくは１７時までのいずれか早い方）

※車検満了日がＡＡ開催の翌月末に満たない場合

（２）ＡＡ翌週水曜（ＡＡ当日含む８日）までに搬出もしくはＡＡに出品されない場合は残留車１台につき普通セリ出品料と同額をペナルティとして請求させて頂きます。

※搬出時間：平日９時～１７時

（３）名義変更通知期限は落札日の翌月末までです。但し、登録車（普通車）を抹消登録した場合、登録事項証明等のコピーを抹消日の月末までに通知するものとします。尚、期限を過ぎた場合、落札店は自動車税還付金額相当分を負担するものとします。

※名義変更通知後は商組にご確認下さい。

３.自動車税の取り扱いについて

（１）落札自動車がナンバー付の場合、ＡＡ開催日の翌月から年度末迄の自動車税未経過相当額を預り金として落札店から預かり、落札自動車の登録結果により預り金の清算を行います。

軽自動車は自動車税相当額として１５，０００円を落札店から預かります。

尚、３月開催分は登録車、軽自動車共に翌年度１年間分の自動車税計算となります。
ＪＵ大分は、落札店からの名義変更完了通知確認後、預り金の清算をＡＡ開催日前の金曜日に締めてＡＡ当日の計算書にて計上します。

① 移転登録の場合
原則として預り金の全額を出品店に清算します。ただし、３月開催ＡＡで同月内名変の場合は落札店に全額返金します。

② 抹消登録の場合
抹消登録がＡＡ開催月の場合は預り金の全額を落札店に清算、開催翌月の場合は預り金のうち１ヵ月分の自動車税相当額を出品店に、残金を落札店に清算します。

③ 落札店が移転登録した後、同一年度内に抹消登録した場合（二次抹消）
落札店から抹消登録した当月末迄に登録事項証明コピーの提出等があった場合に限り、還付金相当額を再度清算、出品店に請求させて頂きます。

④ 軽自動車について
開催年度内の軽自動車税は出品店負担とします。また年度内に名義変更された場合は預り金を落札店に支払い、年度をまたいだ場合は預り金から年税を差し引いた額を清算します。

４.クレームについて

中商連オートオークション統一ルール及び九州ブロックオートオークション運営細則を基に裁定致します。

尚、「落札価格２０万円未満車両」並びに「０円売切りコーナー」は原則ノークレームとしますが、以下の場合は通常クレーム受付として取扱います。

① 出品申込書の記載相違事項。
② 冠水車、消火剤散布跡車、接合車、盗難車、走行メーター疑義車（故障除く）
③ 書類上でしか判明しない事項。
④ その他主催商組が判断した場合。

※営業時間：平日９時～１７時

５.後商談申込みについて

（１）最終応札金額＋１万円以上からの受付を基本と致します。但しノーコールの場合は、スタート金額を最終応札とみなします。
（２）セリ終了後１０台経過までは、最終応札者を優先します。その後は、先着順での受付となります。申込みは規定の用紙をご利用下さい。
（申込みは１台につき１回です）
（３）受付時間は、該当車両セリ終了後６０分までとします。
（４）申込み店へ出品店の希望金額を連絡後、１０分経過しても返答がない場合は、購入の意思がないものとみなします。
（５）会場外の方は商談申込書にご記入の上、ＦＡＸにてお申込み下さい。

６.不在入札について

　不在入札と応札が同額の場合は、不在入札（先着順）が優先され１ポス競り上がりますので、予め考慮しての入札をお願い致します。

７.「０円売切りコーナー」（ノー検査）の下見サービス、並びに予定購入金額（購入限度額）変更希望の際は専用用紙にご記入の上、ＦＡＸにてお申込みください。

８.各種申込は所属形態により受付できない場合もございます。

９.プライバシーポリシーについては、ＪＵ中商連の内容を基本と致します。

本細則はＪＵ大分決議事項に伴い更新されます旨を予めご了承ください。

大分県中古自動車販売商工組合

■ 九連協オートオークション裁定基準

（1） カギは給油口の分を必ず備えていること。但し、搬出前までのクレームとします。

（2） 離島登録車の自賠責の差額については、出品店負担とします。（ 沖縄県を除く ）

（3） エンジン本体・デフ・ミッションのクレームについては、落札店が部品提供又はキャンセルの選択ができるものとし、他のクレームについては部品提供を基本とします。
なお、落札店への部品到着期は、クレーム申立日より7日以内とし、部品到着期限を過ぎた場合、落札店はキャンセルができるものとします。（ 部品提供の場合の工賃は落札店負担 ）

（4） 改造部品等の脱着跡についてはノークレームとします。

（5） メーターに関するクレーム対応オイル交換・タイミングベルト交換のステッカー等は参考資料とします。

（6） 登録名義の変更について主催商組は、名義変更保証料を預かることができます。
落札店が書類の写しの提出期期限を過ぎたために、出品店が自動車税還付譲渡手続きが出来ない場合は、落札店は自動車税還付譲渡金額相当分を負担するものとします。

（7） 落札車両の自動車税等について
① 落札された自動車の自動車税は、当該オークションが開催された月の分までは出品店の、翌月以降の分は落札店の、それぞれの負担とします。
② 落札された自動車が軽自動車の場合、オークション開催年度内の軽自動車税を出品店の負担とします。
但し、年度末月に開催するオークションでの翌年度軽自動車税の取扱いについては落札店の負担とします。
③ 主催商組が落札自動車の所有権を取得した場合でも、落札店は、その自動車を主催商組に引渡すまでは、なお、前項による自動車税を負担します。

（8） 落札車両がナンバー付で車検証の有効期間がオークション開催日の翌月末までなく、落札店より主催商組を介し出品店へ抹消依頼があった場合、出品店は抹消の手続きに応じるものとします。
なお、抹消依頼の受付はオークション当日限りとします。
また、車検証の有効期間がオークション開催日の翌月末以降もある場合は落札店が抹消手続きを行うものとします。

（9） 低価格車の「落札価格が10万円未満車両」の取扱について
落札価格が10万円未満の車両については、出品申込書の記載違いのみクレームの受付とし、他はノークレームとします。
但し、冠水車、消火器散布、接合車、盗難車、走行距離および書類でしか分からないものは、この限りではありません。

（10） エアバッグの破裂の隠ぺいについて
エアバッグの破裂の隠ぺい等と主催商組が判断した場合、当該車両については出品店が関与・不関与を問わず、キャンセルできるものとします。
なお、出品店が関与している場合は、中商連オートオークション統一ルールに基づき、裁定を課すものとします。
クレーム申立期間は「評価点」・「コーナー」を問わず、全てにおいて当日を含む3ヶ月とします。

（11） クレームキャンセル時の陸送料金について
主催AA会場から落札店までの陸送料金（実費）とする。
但し、落札車を他AA会場等に搬入しクレームキャンセルになった場合、落札店又は他AA会場の近距離の方の陸送料金（実費）にて処理する。

（12） 先進運転支援システム（ADAS）の不良

レーダブレーキシステムや車線逸脱警報装置等の不具合クレームについて

○ 電装関係とし初年度登録から5年以内の車両に限りクレームとする

○ 評価点付・商談を対象とする。他はノークレームとする。

（13） ハイブリッドシステムの不良

ハイブリッドシステム警告表示の不具合のクレームについて

○ 機関関係とし初年度登録から7年以内の車両に限りクレームとする

○ 評価点付・R点・商談を対象とする。他はノークレームとする。

○ 充電ケーブルの不良は、初年度登録から5年以内の車両に限りクレームとする。

クレーム事項	評価点付	R点	低価格車	商談	10年・ 10万キロ超	クレーム裁定
先進運転支援システム （ADAS）の不良	当日含む5日	ノークレーム	ノークレーム	当日含む5日	ノークレーム	初年度登録から５年以内の 車両に限りクレームとする
ハイブリッドシステム の不良	当日含む5日	当日含む5日	ノークレーム	当日含む5日	ノークレーム	初年度登録から７年以内の 車両に限りクレームとする 充電ケーブルの不良は、 初年度登録から５年以内の 車両に限りクレームとする。

以 上